

令和2年3月19日
株式会社西予まちづくりサービス
代表取締役 長谷川 浩二

入札公告

下記により事前審査型条件付一般競争入札を行うので、次のとおり公告します。

記

1.入札に付する事項

- (1) 工事名 駅前複合施設新築（機械設備）工事
- (2) 工事場所 西予市宇和町卯之町三丁目 435-1 外 4 筆
- (3) 工期期限 令和3年3月31日(水)まで
- (4) 工事概要 駅前複合施設の機械設備工事 一式
- (5) 予定価格 64,350,000 円
(入札書比較価格 58,500,000 円（消費税及び地方消費税除く。))

2.本工事の概要

駅前複合施設新築（機械設備）工事（以下、「本工事」という。）は、卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業（以下「本事業」という。）に伴う一連の工事である。本事業は、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、「新しいまちづくりの拠点整備」として、公共施設の再整備を実現するための事業であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号。以下「PFI法」という。）に基づく事業である。

PFI事業は、従来の公共工事とは異なり、民間の能力を活用して同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する事業である。

3.入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

事前審査型条件付一般競争入札に参加する者は、次に掲げる入札参加資格をすべて備えなければならない。

- (1) 西予市建設工事有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 入札の公告日から落札決定日までに西予市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成16年西予市告示第583号）に基づく入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 国等又は地方公共団体において、一般競争入札又は指名競争入札への参加を停止されていない者であること。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村民税が未納でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなさ

れていない者又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 建設業法に規定する許可業種のうち、本工事に対応する業種について、許可を有しての営業年数が 3 年以上であること。
- (8) 次の資格要件に該当する者であること。
 - ① 西予市内に本店が所在し、西予市建設工事有資格者名簿に掲載された管工事における格付が A 等級または B 等級の者であること。
 - ② 建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、管工事に係る一般又は特定建設業の許可を有する者であること。
 - ③ 入札の公告日から起算して過去 15 年間に、1 件の工事請負額が 2,000 万円以上の管工事（工種は問わない。）における元請としての施工実績を有する者であること。
 - ④ 建設業法の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者を本工事現場に配置できること。

4.入札参加申込書の提出

本工事の入札に参加を希望する者は、入札参加申込期間内に入札参加申込書及び添付資料各 1 部を持参により提出しなければならない。

(1) 入札参加申込の受付期間

受付期間 令和 2 年 3 月 19 日（木）から令和 2 年 4 月 1 日（水）

受付時間 毎週の火曜日から金曜日 10 時 00 分から 15 時 00 分

（ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までは除く）

(2) 提出書類

- ① 入札参加申込書（様式第 1 号）
- ② 施工実績書（様式第 2 号）
- ③ 一般又は特定建設業許可通知書又は一般又は特定建設業許可証明書の写し
- ④ 配置技術者の資格 ※免許のコピー等
- ⑤ 経営事項審査結果通知書、納税証明書の写し

(3) 提出先

提出先 西予市宇和町卯之町二丁目 24

株式会社西予まちづくりサービス（米博物館内）

(4) 入札参加資格の確認

- ① 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限日をもって行うものとする。
- ② 入札参加資格の確認後、参加資格の有無について入札参加資格確認通知書により、令和 2 年 4 月 2 日（木）までに発送するものとする。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- ① 入札参加資格がないと認めた者は、令和 2 年 4 月 2 日（木）までに、西予まちづくりサービスに対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

②入札参加資格がないと認めた者が説明を求める場合は、西予まちづくりサービスへ書面を持参することにより行う。

③入札参加資格がないと認めた理由についての説明は、令和2年4月7日(火)までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5.設計書等閲覧の日時場所

設計図書等は、入札公告日の翌日から入札執行の前日まで、次の場所において閲覧又は貸与(CD-R)する。

閲覧場所 西予市宇和町卯之町二丁目24
株式会社西予まちづくりサービス(米博物館内)

閲覧期間 令和2年3月19日(木)10時00分から令和2年4月1日(水)12時00分まで
※閲覧は毎週の火曜日から金曜日10時00分から15時00分
(12時00分から13時00分までは除く)

※閲覧を希望する事業者は、来社前に連絡(電話:0894-89-1905)を行うこと。

6.現場説明会の日時場所

予定なし

7.入札の日時場所

入札場所 西予市宇和町卯之町三丁目297 西予市商工会 2階会議室

入札日時 令和2年4月10日(金)13時15分から

8.入札保証金に関する事項

免除

9.入札の無効に関する事項

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 事前公表した予定価格を超える入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認されたものであっても、確認の後、入札参加資格停止を受けて入札時点において、入札参加資格停止期間中である者等入札時点において、入札参加資格のない者のした入札
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (5) 入札者又はその代理人がした2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札が連合して入札したとき。
- (7) 入札に関して不正行為のあったとき。
- (8) 入札書記載金額、氏名、件名又は印形等が認知し難いとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に入札に際し、指定した事項に違反したとき。

10.最低制限価格

本工事は最低制限価格を設定しない。

11.入札に関し必要な事項

- (1) 入札は、入札心得により行う。
- (2) 入札回数は、1回とする。
- (3) 入札の参加者が1企業の場合でも、入札を実施する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

12.入札手続き

- (1) 本公告及び設計図書等に対する質問及び回答

本公告及び設計図書等の質問は、次のとおり申し出るものとする。

受付期間 令和2年3月19日（木）10時00分から令和2年4月3日（金）15時00分までとする。

申出方法 質問書（様式第4号）

株式会社西予まちづくりサービスにメール又はFAXとする。

Eメール seiyo.machizukuri.service@gmail.com

F A X 0894-89-1905

回答期間 令和2年3月24日（火）10時00分から令和2年4月7日（火）まで

回答方法 メール又はFAX、郵送にて回答する。

株式会社西予まちづくりサービス（米博物館内）でも閲覧が可能。

- (2) 入札執行

入札参加者は、入札執行の日時に、入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し、入札書及び工事内訳書(工種以上を記載したもの)を持参するものとする。なお、工事内訳書の提出がない場合は、無効とする。

13.落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

14.入札を無効と認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札を無効と認めた者でその内容について不服があるときは、通知日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に西予まちづくりサービスに対して、入札を無効とした理由について書面により説明を求められることができる。
- (2) 西予まちづくりサービスは、前項の説明を求められたときは、当該説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に書面により回答する。
- (3) この手続きの申立てにおいて、落札者の決定を妨げないものとする。

15.契約保証金

契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、以下の(1)、(2)に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、(3)または(4)に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
- (2) 金融機関による保証
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

16.その他事項

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（平成22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 事前審査に必要な書類以外に提出資料を求めることがある。
- (3) 前払金を請求する場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を西日本建設業保証株式会社と締結し、その保証書を株式会社西予まちづくりサービスに寄託しなければならない。前払金の対象は、契約金額が130万円を超える契約とし、契約金額に10分の4を乗じた額を超えて請求することができないものとする。
- (4) 中間前払及び部分払は、請求できないものとする。
- (5) その他の事項については、工事請負契約書及び覚書の記載による。
- (6) 駅前複合施設工事及び駅前周辺工事（卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業）について関係企業と相互に協力をし、工事を進めること。

以 上